

【家電リサイクルについて】

家電リサイクル法は、家庭用のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目を、売った人（小売店・販売業者）が回収して、製造した人（メーカー・製造業者）がリサイクルする法律です。これにより、当該品目はごみステーションでの収集や豊前市外二町清掃センター（ごみ処理場）への持ち込みはできません。

◎廃棄方法

1. 新しく買い替えるので、同種の古い家電品を廃棄したい方
→購入先小売業者に引取を依頼します。
2. 買い替えではなく、不要になった家電品を廃棄したい方
→当時の購入先小売業者に引取を依頼します。
3. 自分で搬入する場合
→郵便局でリサイクル料金をお支払い後、リサイクル券とともに下記の指定引取場所へ持ち込んで下さい。（リサイクル料金については、家電リサイクルセンターのホームページ又は、郵便局に備え付けてある冊子でお調べのうえ、お支払い下さい。）

※搬入可能日時は事前に指定取引場所にご確認ください。

※事前連絡

指定引取場所の名称	所在地	電話番号
(有)恵上商店	中津市大字福島字ヤサブロ1617-1	(0979) 32-8116
中津ダイキュー運輸 (株) (久留米運送(株)内)	中津市大字犬丸1685 受付時間：AM：9：00～11：30 PM：13：00～16：30	(0979) 32-2131

【小売業者に引取義務のない家電（引取義務外品）の排出について】

1. 小売業者に引取義務のない家電（引取義務外品）とは、過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない家庭用のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目をいいます。

（例）

- ・当時の購入先小売業者が分からない。
- ・当時の購入先小売業者が廃業したため存在しない。
- ・当時の購入先小売業者から遠方に引越したため引取り依頼が困難。
- ・買い替えではなく、不要になった家電4品目を廃棄したいが、当時の購入先小売業者に引取りの依頼ができない。

2. 小売業者に引取義務のない家電（引取義務外品）の排出については下記の協力店にお問合せください。

※ 市内の引取義務外品回収協力店は次の4店です。

※事前連絡

協力店の名称	所在地	電話番号
でんき館むらぐち	豊前市大字八屋423	(0979) 82-5292
樋田電機店	豊前市大字八屋1891-17	(0979) 83-2559
ベスト電器豊前店	豊前市大字八屋1154-1	(0979) 82-3117
山本電機商会	豊前市大字八屋2539-5	(0979) 83-2256

※一般廃棄物収集運搬業者に依頼する場合は、事前に連絡をお願いします。

【注意】

特定家電のリサイクルには、リサイクル料金、収集運搬料金などがかかります。また、メーカーや品目により料金が細分化されており大きさなどによって異なります。

排出の際は、直接上記協力店に料金等をご確認の上ご依頼願います。